

154-参-厚生労働委員会-17号 平成14年07月09日

無年金障害者、ライ症候群救済、年金担保融資、シックハウス、国保等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず本論に入ります前に、今日まで私この委員会で御質問をさせていただきまして、前向きな御答弁をいただいておりますことにつきまして現状を簡単に御説明いただきたいと思います。

一点は、坂口大臣がこの委員会におきまして、五月二十一日、今国会最終までにこういうふうにしてはどうかという私の案を示したいとおっしゃっておられました無年金障害者の問題。

二点目が、新しい道を考えさせていただきたい、何か方法がないか今いろいろと検討しているとおっしゃっておられましたスティーブンス・ジョンソン症候群、またライ症候群等に対する救済策の問題。

三点目が、今後真剣に取り組まなければならない、どのような有効な規制ができるか今後関係省庁とも相談していきたいとおっしゃっておられますところの、いわゆる年金担保融資の対策の問題。

四点目に、さきに建築基準法で材料規制についてはできたわけでございますけれども、いわゆるシックハウス対策、昨日も検討会の方向が出されたようでございますけれども、私がかねがね申し上げております衛生管理基準の改定について、でき上がった建物に対する規制というものをどうしていくかということについて。

四点、現状また今後の対応を御説明いただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 四点ございましたが、その中の年金の問題だけはちょっと局長の方から答弁をさせていただきますが、お許してください。

無年金障害者の問題でございますが、これなかなか検討いたしておりますけれども難しい問題であることは間違いがございません。しかし、この委員会でお約束をしたことでもございますいたしますので、今鋭意進めているところでございます。今国会終わりますまでというともう七月一杯までしかないわけでございますが、この七月中に坂口私案なるものを出させていただきたいというふうに思っている次第でございます。もう少しだけお時間をちょうだいしたいと思います。

それから、年金の問題は局長に答弁をしていただくとしまして、スティーブンス・ジョンソン症候群につきましても、辻議員の方から御熱心に議論をいただきました。それで、このスティーブンス・ジョンソン症候群につきましても、現在におきましてもこれ起こらないとは限らないわけでございますが、最近は臨床の先生方の方にもかなりこういう副作用があることが行き届いてまいりまして、早く手を打っていただきますので、余り大きなことにならずに済んでいるケースの方が多いと思っております。

しかし、既になられた方に対してどうするかという問題がございます。一つは、副作用の救済制度がありますが、これ五十五年からこちらの話でございまして、それ以前におなりになった皆さん方に対する手当てがうまくいかない。この皆さん方に対してどう、何かいい方法がないかということを検討しておりますが、今のところ正直言っていい方法実は見つかっていない。これはスティーブンス・ジョンソン症候群だけではなくて、ライ症候群等につきましてもあるわけでございます。これらの問題どうするかという大きな問題だというふうに思っております。

このスティーブンス・ジョンソン症候群につきましては、いわゆる涙腺がやられている方が多くいまして、涙が出なくて目が乾燥をするというふうなことがあります、これはその救済策そのものではありませんけれども、それぞれの患者さんに差します点眼薬を今開発を急いでいただいております。その人の何か血液を採りまして、その人の独自の点眼薬を造るんだそうございまして、これは一日に数回点眼をすれば、ほかの、眼鏡を掛けたりすることなしに可能であるというようなことが言われたりいたしておりますので、これをまず第一に急いでいただいております。それから、涙腺組織そのものを何とか再生させることはできないかというので、そちらの方の研究も着手をしてもらっているところでありまして、専門の先生方によればそれは可能であろう、何とかやってみようというので研究に着手をいただいているというふうに今聞いているところでございます。こうした問題も加えましてこの問題に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、シックハウス対策につきましては、これは昨年十月、建築物衛生管理検討会におきまして建築物の環境衛生管理基準の在り方についての検討をいただきましたものがございます。この報告書で取りまとめられたものもよく見せていただいておりますが、厚生労働省といたしましては、一つはホルムアルデヒドの含有量を基準に追加をするということ、それから二番目といたしまして建築物の新築、増改築、大規模の修繕、それから模様替え等を行った後濃度測定を行うということもそれに追加をするなど、必要な政省令の改正につきまして昨日からホームページにおきましても御意見を求めているところございまして、これらのことを踏まえて適切に対応したいというふうに思っているところでございます。

私の方から三点申し上げまして、局長の方から一問御答弁を申し上げたい。

○政府参考人（辻哲夫君） 年金を担保とした融資に関する御質問についてのその後の検討状況を御報告申し上げます。

年金を担保に供してはいけないという規定、年金にあるわけでございますが、これは年金証書を貸金業者が預かって、受給者が新たに振り込み口座を指定すればその口座に振り込まれるというようなことから、厳密にはこの規定が問題のある行為を規制できないと。

一方におきまして、いわゆる貸金業者規制法を所管する規制当局、これは具体的には金融庁監督局でございますが、この貸金業者に対する行政監督上の指針がございまして、その事務ガイドラインにおきましては、貸金契約に際しては年金受給証等債務者の社会生活上必要な証明書等の徴求を行ってはならない、こういうガイドラインがございまして、したがって、このガイドラインについて指導を徹底していただくよう、あるいは規制強化ができないか、こういう観点から、この間の質問をいただきまして後、速やかに監督当局と話をさせていただきました。

そのときの状況でございますが、もとよりこのガイドラインをもう徹底周知し、また御指導いただくように、これまでも行っていただいておりますけれども、これからも引き続き適切な対応を行っていただくということと併せて、規制の強化が更にできないかということについてもお話をさせていただきましたが、これにつきましては規制の強化が現在の登録業者の、貸金業の登録業者のアウトサイダー化を招くおそれがあるといったような様々な問題点も考慮する必要があるということもまた聞いておりまして、このような話をさせていただく中で今後とも監督官庁と相談を継続するという状況に現在ございます。

また、厚生労働省といたしましても、そもそも借りるのであれば年金福祉事業団の正規のものを借りていただきたい、そして悪質な業者には気を付けるようにというポスターを配布したところでございますが、別途雑誌への掲載とか、あるいは政府広報への更なるP

Rの依頼といったようなことを今努力をしているところでございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 いずれも庶民生活に大きくかかわることでございますので、どうか今後ともしっかりとお取り組みいただきたいと思っております。また、坂口私案なるものを心待ちにいたしております。

さて、もう一点確認させていただきたいと思っております。

六月四日、本委員会における薬事法改正等の質疑の中で、私の質問に対しまして、大臣は、医療廃棄物の問題は非常に影響の大きいもの、廃棄物になる直前までは厚生労働省が責任を持たなければならない問題で決しておろそかにしてはならない問題だ、こういう御答弁をいただきました。また、医薬局長の方からも、従来より都道府県、自治体を通じて指導してきた院内感染対策に関するガイドラインをベースに普及を進めていきたい、このような答弁もあるわけでございますが、今後この医療廃棄物対策の担当部局はこの御答弁をいただいた医薬局であると理解してよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（宮島彰君） 医療廃棄物につきまして少し整理して御説明したいと思いますけれども、医療廃棄物は感染性廃棄物を含んでいますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして特別管理産業廃棄物として事業者責任等の規制が設けられておりまして、基本的にはいわゆる廃棄物処理法を所管する環境省が中心になってやっております。

具体的には、感染性廃棄物処理マニュアルというものがございまして、この中で医療機関における管理体制として、管理責任者の設置であるとか管理規程の作成、処理計画、あるいは医療機関の施設内における感染性廃棄物の処理として、保管、こん包、表示などについてきめ細かな指示がなされているところでございます。

一方、厚生労働省におきましては、医療機関内における感染対策又は健康被害防止の観点から、患者又は医療従事者等への危害防止に係る体制整備について所掌しておりまして、これまでも院内感染のガイドライン等の中で感染性廃棄物の適正処理を指導しておりますし、また医療監視の際の項目の中にも感染性廃棄物の適正処理を入れているところでございます。

御指摘の省内の体制といたしましては、平成十三年一月に水道環境行政が環境省に移管して以降、医薬局におきましては施設内の院内感染防止等の安全対策の観点から対応しておりますし、医政局におきましては施設整備等のいわゆるハード面からの対応をしているという形になっております。

いずれにしても、この両局が連携を取りまして、医療廃棄物の対策が適正に行われるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 要は医薬局と医政局で、二つで担当されるということでもよろしいですね。

では、今後、大臣、そういうことで御理解させていただきますが、よろしいですか。

○国務大臣（坂口力君） そのように御理解いただいていいというふうに思います。

先日も申しましたとおり、一遍病院から出てしまいました後はこれは廃棄物として環境省の問題でございますけれども、その病院の中で収集してもらう、集めてもらう、そして一か所に集める、それまではこれはそれぞれの医療機関が中心になってやらなきゃならないことでございますし、これは大変大きな問題で、ここから今までB型肝炎が起りましたりとか、あるいはその他の感染症が起りましたりすることもかなりあるわけでございます。ですから、そこを明確にしておかないといけないというふうに思いますし、そしてその在り方もちゃんとしておかないといけない。

今でもまだ、例えばビニール袋でありますとかあるいは段ボールのようなどころへ入れて、そして出しているようなところもあるというふう聞くものですから、大学病院辺りでも段ボールでやっておるところがあるというふうなことを聞きまして私もびっくりしたわけですが、持ち運びのときに底が抜けましたらそれまででございまして、これはもっと硬い、硬いと申しますか、外にそういったものが漏れることのないきちっとした入れ物に入れて出すということが決まっているわけですから、そうしたことも周知徹底をしていかなければならないと今思っているところでございます。

○辻泰弘君 この点も大変重要な問題だと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以降、本論に入らせていただきたいと思いますけれども、法案の提案理由説明、また法文等を拝見させていただきまして、大体その順番に即して今後の質問をさせていただきたいと考えているところでございます。

まず、法案の提案理由説明におきまして、当然ですけれども、大臣がこれまで御発言をされてきたことについてまず今日お伺いする、そしてまた、その後に提案理由説明の冒頭に大臣がこのようにおっしゃっております。「急速な高齢化等による医療費の増大等により」というところから出発しているわけでございます。その意味におきまして、国民医療費の問題を聞かせていただきたいと思います。そして、その上に立って、政管、組合健保、国保、船員、国共済、地共済、私学共済など、それぞれ個別の問題、そして引き続き健康増進法について質問をさせていただきたいと思っております。

予定質問項目が多くて、秋から冬まで続けられるのではないかとと思われる本委員会の審議で十分な議論を重ねて、国民から理解される健保法改正になるように力を尽くさせていただきたいと思っております。つきましては、民主的な委員会運営、また徹底した討論、慎重なる審議に委員長としても御尽力いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

さて、それでは坂口大臣の発言をめぐって幾つか御質問をさせていただきたいと思いません。

まず、二月十七日、坂口大臣は、三割負担実施は社長命令で係長がとやかく言う段階ではなくなったと、このようなコメントを、マスコミでございましたか、されておるわけでございます。また、先般、七月二日の沢たまき委員の質問の折でしたと思いますが、終始一貫して改革なき改正案は駄目だとして徹底して抜本改革を主張され、取り組まれた坂口大臣の御心境を伺いたいという御質問に対しまして、心境は余り良くありませんと御答弁をされているわけでございます。上司の強引な命令で不本意な仕事をやらされれば、心境が余り良くないのは世の常、人の常かと思えますけれども、今回の改正案の決定過程を始めとする小泉総理の政治手法についてどう感じておられるか、どう評価しておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 私の過去の発言をいろいろと集めていただきまして大変恐縮に思っておりますが、私がどこかのテレビで申し上げましたのは、それは、小泉総理の考え方と坂口さんの考え方と違いますねと、どうするんですかと、こう言われましたから、それは社長命令ですから係長がとやかく言うべきことではありませんと、こうそのときに多分言ったと、こう思っております。

それは、どういうことを言いたかったかといいますと、最初、私の方は抜本改革の姿を示して、そして来年の四月一日までにそれを明確にする、そしてその後で自己負担のお願いをするという順序がよろしいのではないかと、こう私は申し上げていたわけでありましてけれども、総理の方は、いや、先にこの四月一日というおしりのところの日を決めておけ

と、そうでないと抜本改革がなかなか進まない。抜本改革が進まないというのは、私自身も厚生大臣をやってみてよく分かっている、だからそれをやり切るためにはそのおしりの日を切っておかないといけないと、こういう話でございまして、そこが違ったといえは違ったわけでございます。

そうしたことがありましたので、私は、それじゃ四月一日にこの三割負担なりあるいは保険料のお願いを申し上げるということであれば、それまでに抜本改革の粗筋、そして方向性というものをより明確にしなければなりません。それじゃ、かなりこれは急がなきゃなりませんね、急いでそれじゃやるということをお承知くださいと。もう今までの抜本改革よりも更に踏み込んで、そしてより具体的に、より基本を明確にすることを早くやるということをお認めくださいということで、そのことを認めていただきまして今日に至っているということでございまして、私個人も、その三割の自己負担をしなければならぬというのはこれは避けられないと私自身も思っているわけでありまして、そこは二割でいいとか一割でいいとかということをお思っているというわけではなかったわけでございますが、しかしその手順のことを私は申し上げていたわけでございます。そうしたことがこういう言葉になったと、こういうことでございます。

○辻泰弘君 総理の政治手法についてはコメントいただけませんか。

○国務大臣（坂口力君） 政治手法といいますか、まあ節目節目、折り目折り目をきちっとしておかないと物事はうまく進まないという意味で、私は医療保険の問題は医療保険の問題としてそういうふうにおっしゃったんだろうというふうに思っております。

その手法がいいか悪いかはそれぞれ取り方があろうかというふうに思いますけれども、そういうやり方もあるんだろうというふうに思っています。

○辻泰弘君 昨年の衆議院予算委員会、十一月十二日でございますけれども、坂口大臣の発言、こういうのがございます。清水の舞台から飛び降りるつもりで十一月末には結論を出さなければならない、こういう御発言がございました。私、そのころからずっと大臣のお姿を見詰めてまいったつもりでございますけれども、率直に申しまして、いつ飛び降りられたのがよく分からなかった、見失ったのかもしれないと、このように思っているわけでございます。

いつ飛び降りられたのか。まだ飛び降りられておらず、これから一年掛けて飛び降りていかれるということなのか、あるいは実は清水の舞台の近くの社長室の非常階段から下りられたのかと、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 清水の舞台から飛び降りるというふうに申しましたのは、それは、抜本改革を成し遂げるということはそれぐらいの覚悟でないとできないだろうということを申し上げたわけでありまして、まだそれで現在成案中でございまして、飛び降りる前のウォーミングアップをしているというのが現状でございます。

○辻泰弘君 どうか気を付けて飛び降りていただきたいと思っております。

さて次に、六月十八日の衆議院厚生労働委員会での単独採決がございましたけれども、この点について大臣がこのような発言をされております。国対の命令で委員会の在り方を左右すると大変混乱する、健康保険とか年金は政治的決着を付けるものではない、委員会の立場がもっと尊重されるべきだと思う、円満な解決を期待するとおっしゃっておると伝えられておりますけれども、この与党の単独採決を大臣はどのようにごらんになったのか、また今後の参議院の厚生労働委員会の審議の在り方についてどのように考えておられるか、

お聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） いろいろのことを言うものですから、後で苦勞しなきゃならないわけですが。

これは、衆議院の厚生労働委員会におきまして民主党の釘宮議員がこの質問をされましたときに、釘宮議員が年金とかそれから健康保険とかいったような問題は政治的な扱いをすべきものではないという御趣旨の発言をされました。私はそれを受けて、その記者会見におきましても、私もそう思うと、委員会では肅々と議論をしていただいているわけだから、最後まで肅々とひとつ決着を付けてもらいたいというふうに思っていると。非常に順調に御議論をいただきまして、五十時間を超える御議論をいただいたわけですが、そのことに私は感謝を申し上げているわけですが。

その国対のことはちょっと言い過ぎまして、後でしかられたわけですが、その党の方針とかいろいろありますから、それは私も党に所属しておる人間としてやむを得ないという面はあるわけですが、やはりそれぞれの委員会でできる限りお決めにいただいて、そして委員会でひとつ決着を付けていただくことが望ましいのではないかとこの趣旨のことを申し上げたわけですが。

○辻泰弘君 多少言い過ぎていただいた方がいいところもございしますので、また今後ともよろしく願いいたします。

さて、三月二十二日にこういう御発言がございまして。厚生労働省には優秀な人がたくさん入ってくるがすぐに辞めてしまうという御発言がございまして。この点について、厚生労働省の実態、体質についての御所見、今後の対応を伺いたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） これは、特に厚生労働省に入ってまいります医師のことについて言ったわけですが。

何か優秀な人間はすぐ辞めていくと言いますと、今残っておるのは悪い人ばかりみたいには聞こえますけれども、決してそんなことを申し上げたわけではございまして、立派な人も残っておるわけですが。いや、優秀な人が辞めていくので困るということをお局長さん方が言っていることも事実でございまして、なぜだと、なぜその人たちがもっと残ってくれないのか、何をさせているのかということをお言いましたら、いや、初め来た人には毎日コピーをさせていると言いますから、それは毎日コピーさせていたら優秀な人も嫌になって辞めていくでしょうと。もっと国際的なデータですとか国際的な論文ですとかいったものも厚生労働省は集めて、世界に目を開いて、現在どういう状況に置かれているかというふうなことをもっと研究しなきゃならないんじゃないのと、そういう質的な程度を上げていかなきゃいけないんじゃないですかと。だから、初めて入ってきた優秀な人にはそういうことをまずやらせてもらって、なるほど厚生労働省に来たらいい仕事ができるというふうに思ってもらわないと、初め来た人にそんなコピーばかりさせちゃ駄目だということをお私が言ったわけですが、そのことが外に漏れた話だと思っております。

○辻泰弘君 先般、七月三日に国会と内閣に提出されました人事院の平成十三年年度年次報告書、いわゆる国家公務員白書というものがございまして、これに興味深いことが書かれておりました。「若手職員には、各省幹部が党の会議等で厳しく叱責されながら政治との調整に奔走する姿は尊敬できず、将来に夢を持たないと意見もある。」と。どこの党とは書いていないわけですが、こういうコメントがございました。

今回の改正案の取りまとめの段階あるいは今日までの審議等の過程で、当然ながら、厚生労働省の幹部の方々、政党の会議などに臨まれていろいろと御苦勞も多かったと思うわ

けでございますけれども、代表する形で、保険局長は今回の改正案にかかわる様々な局面で恐らく若手職員から尊敬されるような姿を示してきたと自負されるものと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○政府参考人（大塚義治君） 私がいわゆる幹部職員というような立場を代表する御意見を申し上げられるかといいますと、そこは言わば個人的な意見に近いということで御勘弁を願いたいわけでございますが、私も、マスコミ報道も大きくされましたし、人事院の年次報告の該当部分を読まさせていただきました。

若手職員が我々の年代のスタッフをどう見ているかと、極めて率直な御指摘でございます。一面考えさせられる点がございます。

しかし一方、考えようによりましては、私どもが正に若手であったころ、上司に対して様々な批判も持っておったわけございまして、そういう意味では健全な批判精神の現れとも見ることができるわけございまして、私は両面から見ていいだろうと思っております。

ただ、現実問題といたしまして、行政の施策を進める上で、与野党を問わず、政党あるいは政治家の方々との接触、接触と言った言葉が適当でないかもしれませんが、御指摘をいただいたり御意見をいただいたり、あるいは私どもから御説明申し上げる機会はとても重要だと考えておりますし、実際にはその点に相当の時間を割くということも事実でございます。そのために、逆に申しますと、若手職員に様々な仕事、大変過重な負担を掛けるというケースもございます。

恐らく、特に時間的な、大変厳しい業務に従事しなきゃならぬという意味で、スタッフの間にある意味での不満と申しましょうか、大変だなという思いを募らせておるということは、私内々心配もし気にもしているところでございますが、私どもの限りで申し上げますと、大変若手職員が厳しい勤務条件の中で極めて献身的な業務をしてくれていると感謝をしておるわけでございますけれども、私は、これは個人的な意見ということになるのでございますが、全体として大事なことは、もちろんできる限り勤務の改善というようなことしなければなりませんけれども、やはり私どもが共通に、若手あるいは幹部というようなことに限りませず、共通の目標、特に社会的に重要なあるいは意味のある仕事をしているという共通の認識を持つということができるとかどうかというのが私自身の最も大事だと思っておりますし気にしている点でございまして、そのためには、私などのできる作業といたしましては、若手あるいは幹部というようなことに限りませず、部内で、局内で率直にフランクに立場を超えて議論をするということが私は最も今注意あるいは努力をしようと思っている点でございまして、なかなか業務が厳しいということは認めざるを得ませんが、やはりそうした努力も併せまして、施策の推進に、我々は、若手、幹部というようなこと、分け隔てなく取り組んでいきたいという思いを率直に持っているところでございます。

○辻泰弘君 今後とも、いろいろ厳しい状況かと思っておりますけれども、早期退庁にも努められつつ、頑張ってくださいように御期待申し上げたいと思っております。

さて、国保の問題をお伺いいたします。

五月二十二日、これは厚生労働大臣の御発言で、国保は統合を目指すべきという御発言がございました。委員会でございます。それからまた、都道府県単位が有力な選択肢と、こういう御指摘があるわけでございます。ただ、いろいろな、事務方の方も含めて御説明をお聞きしますと、都道府県単位ということになりますと保険料徴収が難しい、市町村が本気で集めなくなるんじゃないかというふうな御懸念が示されるわけでございます。

そこでお伺いしたいんですが、都道府県単位への統合後の保険料徴収システムをどうし

ていくかというイメージを、大臣のイメージをお示しいただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） これは大変大事な御指摘だというふうに思いますが、先日も申しましたとおり、国保におきましては、一番小さいのは九十一人でしたかね、愛知県の一つの村で大変小さいのがある。そういう状況を今のままにしておいて今後やっていけないことはもう目に見えておりますから、統合化をしていく以外にないというふうに思いますが、その統合化を進めていきますとき、そのじゃ大きさはどれぐらいがいいかと。都道府県の単位の大きさがいいのか、それとも二次医療圏あるいは現在の政治でいえば小選挙区ぐらいのところがいいのか、いろいろ私はあるだろうというふうに思っておりますが、都道府県単位というのは一つの有力な単位だというふうに思っております。

そのときに保険料を集めるのをどうするかということが最大のやっぱり問題になるだろうというふうに率直に私もそう思います。これは、保険料の徴収につきましては、やはり市町村にこれはいずれにいたしましても御協力をいただかないといけない話ではないかというふうに思っております。最終的な詰めを行っているわけではございませんけれども、何らかの形で御協力をいただくということをしなければスムーズにいかないというふうに思っておりますから、そのことが全体としての統合化の問題にも影響を与えていくということだろうというふうに思います。その保険料の徴収のことも十分に念頭に置きながら統合化の話は考えていかないといけないというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 やはり保険制度でございますので、いわゆる大数の法則が働く三十万から五十万というのは一つの単位だというふうに思いますので、そういう意味でも私も国保の統合化というのは賛成でございます。今おっしゃったようないろんな問題点、多々あるかと思えますけれども、是非そういう形で統合の方向で進めていただきたいと思っております。

もう一つ、保険のことでお伺いしますけれども、昨年十月だったと思いますが、坂口私案では、「医療保険制度は一元化をめざし、当面は職域保険と地域保険の二本建てとする。」と、先ほどの質問のときもそういうニュアンスのお言葉があったかと思えますけれども、そういう御発言があり、お考えがある。そしてまた、先般七月六日でございますか、組合、政管、共済の制度一元化を検討しているというような御発言があったやに伝えられておるわけでございます。また大臣、二月二十五日には、政管についてはどう分割していくか、私は県単位ぐらいの大きさが一番よいと思うと、こういう御発言がございます。

また、政管は一本であるがゆえに競争原理が働かないところがある、私も競争原理が働くようにした方がよいと思うと。これは五月二十二日の御答弁でございまして、それが、二月二十二日の医療保険改革に関する政府・与党合意事項という中で、社会保険庁の民営化ということがあったこととも連動する中で、民営化という言葉に一つのシンボリックに言われていることにつながっていくんだと思うわけでございます。

そこで、保険の一元化、また分立、民営化という、こういう三つのある意味での大きなスローガンといいますか、ある意味での理念というものが示されているわけですが、その辺を整理して融合させたものがどういう形なのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） まず、この統合化につきましては、それぞれの制度下における統合が先行するんだらうというふうに思います。

組合健保は組合健保の中で小さいのは統合をしていく。先日も申しましたとおり、一番小さいのは二十七名というのがあるそうでございますから、そうした小さいのをそのままにしておいては、これからやっていけないことは事実でございますので、それぞれ統合をしていく。今までは都道府県の範囲を超えてはいけなとか、あるいは下請はいいけれど



も孫請は駄目だとかいろいろの制限がございましたけれども、そうした問題は取っ払って、そして統合していただきやすいようにしていくといったようなことを考えているわけでございます。

政管健保の方でございますが、全国一律でありますゆえのメリットとデメリットがあるというふうに思っています。

メリットの方は何かといえば、これはいわゆる事務費が掛からないということでございます。それぞれの国保におきましても、組合健保におきましても、トータルにしますと二千億円を超える事務費が掛かっている。しかし、政管健保は一本でございますから、正式なちょっと数字を忘れましたけれども、五、六百億ではなかったかというふうに今記憶をいたしておりますが、かなりそうした面でプラスの面のあることも事実でございます。

しかし、一本であるということによるデメリットもあるわけでありまして、なかなか競争原理が働きにくい。都道府県におきましても、それぞれの都道府県で非常に医療費の安い県もあれば高い県もあるといったようなことがあります。そのことが一本であります。ゆえに、そこには何ら反映をされてこないというようなこともございまして、もう少しここは都道府県単位ぐらいにする方がいいのではないかというのは、これは私個人のまだ考え方でございまして、全体として、厚生労働省としてそうした方がいいというふうに決めたわけでは決まてございません。私は、しかし、そのぐらいの大きさにするのがいいのではないかと思っているということをお断りして申し上げます。

その暁において、例えば国保も都道府県単位、政管健保も都道府県単位というふうにもし仮になったといたしました場合に、それじゃその後どうするのというお話も出てくるだろうというふうに思います。政管健保の場合には、そうした国保との関係で見ていくのか、それとも組合健保との関係で見ていくのかといったことも、これはこれからの大きな議論になるだろう。職域の問題として見ましたときには、組合健保と政管健保は同じ職域の問題でございますから、そちらの方で並んでいろいろと検討をしなければならないことも将来的には出てくるだろうと。しかし、そこまで行きます前に、それぞれの制度の中の統合と、大きさを整理をしていくということが第一段階ではないだろうかというふうに思っております。

○辻泰弘君 そういたしますと、大臣のいろいろなお考えで、職域と地域を分けるというようなお考えが基本にあったと思いますが、場合によっては職域と地域の融合というものも近い将来あり得るということでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） そこまで決めることは、今の段階で決めることはなかなか私も難しいというふうに思っておりますが、統一元化という方向性、ベクトルの方向性は示しているわけでございますけれども、そこまで行きますためにはいろいろ乗り越えなければならない問題がたくさんあって、それは一概にそこへはなかなか行きにくい問題であるということは私も十分に承知をしているわけでございます。ですから、まずは地域保険と職域保険ということの割り振りの中で、それぞれの制度の中で統合化を進めていただくことが大事ではないかというふうに申し上げている点でございます。

○辻泰弘君 先ほどお聞きしました中で民営化ということをお断り申し上げましたけれども、この民営化というのをストレートにはおっしゃっていない、ある意味では幻の合意事項、ただこれは政府・与党の合意事項でございましたけれども、二月二十二日の中で社会保険庁の民営化というものがあつたわけでございますが、この民営化と、公的皆保険のものについての民営化というのはどういうイメージを持たれているのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） その社会保険庁の民営化につきまして、いろいろ議論をしたことがございますが、それはその民営化というのは現在ございますような独立法人みたいなような形のものも含めて民営化というものの考え方が念頭にあったと、皆の思いの中にあったというふうに私は思っております。純粋な意味で民営化ということにもなかなか行きにくい面もあるだろうということだと思えます。

○辻泰弘君 個人的なことをお聞きして恐縮でございますが、大臣の加入しておられる医療保険は何でございましょうか。

○国務大臣（坂口力君） 私は今、厚生労働省の共済の中に入れていただいていると。それまでは国保でございましたけれども、今はそういうふうになっていると思えます。

○辻泰弘君 私も今回勉強させていただきましてそのことを初めて知りました。大臣並びに政務官、副大臣の方々は、短期の組合員ということで厚生労働省の共済組合に入っておられる、短期組合員ということに位置付けられているわけでございます。また、この厚生労働省の共済組合の代表者が厚生労働大臣でもあられるわけでございます。

私、今回、初めて知ったことで、厚生労働省には共済組合が二つございまして、厚生労働省共済組合と厚生労働省第二共済組合と二つあるわけでございます。昭和二十五年までは一緒だったのが分離したということがございます。また、平成十三年の省庁再編に伴うときも、厚生省の共済組合と労働省の共済組合は一緒になったけれども、第二共済組合だけはそのまま継続された、こういうことになるわけでございます。

それで、今日までやはり保険の統合一元化ということをおっしゃってきたわけでございますけれども、やはり早期退庁の議論をさせていただいたときに、まず隗より始めよだと、やはり労働省自らが早く帰るという姿勢を示さないとなだれも信用しないと、このようなニュアンスでのお話があったわけでございますけれども、やはりこの統合一元化ということをやっていく上で、まず足下をしっかりと見詰めてそこをやっていくかなければならないと思うわけでございます。

先ほどの御答弁でも、四月の三割負担を求めるときまでに決着を付けるというような御指摘もあったわけでございますが、この足下の一元化をどう考えていかれるか、教えていただきたいと思えます。大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） いや、私も今回、この質問をしていただきますまで、実はどうなっているか知らなかったわけでございますが、三つあるんだそうでございます。一つは厚生労働省の共済組合、これに入っているのは三万一千六百十六名入っている。それから、厚生労働省の第二共済組合、これは国立病院・国立療養所及び国立高度専門医療センターに属する職員の人が入っております、これは五万四千百三名入っております。このほかに、社会保険職員共済組合、いわゆる地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員の人が入っておるものでございまして、これが一万六千六百八十名入っていると、この大体三つに分かれているわけです。

私のはめてもらっておりますのは、一番最初の厚生労働省共済組合で短期組合員、短期組合員というのはちょっと気に入りませんが、そういうことになっているという、私や副大臣は短期組合員ということになっていると、こういうことだそうでございます。

御指摘のように、この共済組合というの、これもなかなかこれから先を考えますと、大変になっていくこともこれは正直言って目に見えているわけでございますし、やはり隗より始めよ、いろいろのことがありますから、それはやっぱり自分ところの足下のところが三つありますでは済まぬだろうと率直に思えます。だれにも相談しておりませんが

も、統合化を進めていきたいと思っております。

○辻泰弘君 厚生労働省の共済組合の事務方の責任者、本部長は事務次官でいらっしゃいます。これは第二共済も同じでございます。また、共済組合の副本部長が大臣官房長になっていらっしゃる、第二共済が健康局国立病院部長になっていらっしゃるということでございます。大臣から今の御意向があったわけでございますが、それを受けてそれぞれのある意味での事務方の責任者の方々の御見解をお聞きしておきたいと思っております。

○政府参考人（戸莉利和君） 実は私、労働省の官房長をやっておりました。そのときに厚生省の共済組合とそれから労働省の共済組合の合併問題を手掛けました。非常にそのとき苦労いたしましたのは、職員の年齢構成が違うとか、あるいは労働省の場合は出先の職員まで全部含めて組合員になっている、厚生省の場合は社会保険庁が入っていないとか、いろんな要素があって短期の掛金が非常に違っているということがありました。一緒になるときに、厚生省の職員については保険料がかなり上がったということがありました。一緒にするのに相当苦労いたしました。

あと、今御質問のありましたように国立病院ですとか、あるいは社会保険庁の地方機関ですとか、それぞれ今までの経緯の中で共済組合を運営し、そういった中で独自の給付も行きという経緯がございますので、一元化、相当苦労すると思っております。

それから、運営につきましては、御案内かと思えますけれども、事務当局、役所の側とそれから共済組合の組合員の代表者、これから成る運営審議会、ここに重要事項を諮って決めるという民主的な運営、適切な運営ということで進めておまして、方向としては大臣のおっしゃる方向だろうというふうに思っておりますので、職員の意見も十分聞きながら対応しているということだろうと思えます。

○辻泰弘君 そのことについてまず、苦労すると思うけれども、民主的な議論を通じてやる方向で取り組みたいという、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人（戸莉利和君） できるだけやる方向でということだろうと思えます。

○政府参考人（河村博江君） 御指摘の厚生労働省の第二共済組合は、国立医療機関、今二百ほどございますけれども、その医療従事者というまとまりのある一つの職域グループで構成されます共済組合、第一共済と同様、国家公務員共済組合法に従って運営をしておまして、運営の中身につきましては、ただいま官房長がお答えしたように、運営審議会を定めて組合員の意見を十分聞きながら運営しておるのが実態でございますが、今後、医療保険全体の改革の方向性が示されて、共済組合の在り方をどうするかということについて考え方が示されれば、それに沿って対応を検討したいということでございます。

○辻泰弘君 やはり、大臣の御答弁にございましたように、隗より始めよということでございますので、やはり全国の保険の統合一元化ということをお始めになるならば、まず足下から示されると、こういう御方針で臨んでいただきたいし、事務方の皆様方も苦労するということは理解しますし、個別の事情はあるとは思いますが、やはり役所の一つの、国家としての政策方針をそのように掲げてやられる以上、まずその姿勢を持つところから出発していただきたいと思うわけでございます。強く御要請を申し上げておきたいと思っております。

また、大臣が短期組合員から長期組合員になられることも御期待しておきたいと思っております。

さて、それではもう一点。五月十四日、医師会の新役員就任披露パーティーがございま

した。この場で、医師会長の御発言でこういうのがございました。信じられない人たちが来ている、首相と我々に真っ向からアタックしている坂口厚生労働大臣だと述べられたようでございますが、この折、大臣はどのように受け止められたのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） それは、医師会長がそういうごあいさつをされまして、信じられない人間が来ているというふうに言われたんですから、私もそこにおいていいのか悪いのかちょっとよく分からないなと思いつつ立っていたわけでございますが、私もそこであいさつを、そうしましたら、あいさつをしろということでございますからあいさつをさせていただきますまして、これはやっぱり、ここでは思い切ったことを言わなきゃいけないと思いつつ、私は医師会のおっしゃることも十分お聞きはするけれども、医師会のおっしゃるとおりにはならないと、ただし財務省のおっしゃるとおりにもならないと、こう二つ並べて言ったことを記憶をいたしております。

○辻泰弘君 小泉総理の参議院予算委員会、昨年五月二十一日の発言にこういうのがございます。「医師会の問題もあると思いますが、一つのいわゆる特定の団体の言い分というもの聞くことは大事でありますけれども、その一つの団体に左右されることのないような公平な納得できるような改革を目指していきたいと思っております。」という総理の御発言がございました。

それを受け止められ、今のお話もございましたけれども、今回の改正というものは、一つの団体に左右されない、公平で納得できる改革、改正だというふうに考えておられるかどうか、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣（坂口力君） まずはやはり国民の皆さん方から御理解のいただけるものでなければならぬというふうに思っております。

もちろん、医療のことを行います以上、医療にかかわっておみえになります各種団体の皆さん方の御意見というのもよくお聞きをしなければならぬ、尊重しなければならぬということもございますが、結局は、一つに突き詰めていけば、国民の皆さん方に十分な御理解がいただけるものであるかどうかということが一番の焦点であろうというふうに思っております。

それぞれの団体、多少ずつやはり御不満が残るのではないかとというふうに思いますが、それはひとつ御理解をしていただきたいと思いますところでございます。

○辻泰弘君 皆保険とフリーアクセスということについてお伺いしたいと思います。

坂口大臣は、七月二日、フリーアクセスは患者の選択権がある大変安心のできる制度だと、このようにおっしゃっております。また、この制度は今後継続していく、その大前提に立つと、こういうお話がございました。また、閣議決定された構造改革と経済財政の中期展望、一月二十五日におきましては、「国民皆が必要な医療を安心して受けられるという国民皆保険制度を守っていく」という指摘がございますし、また昨年十一月二十九日の政府・与党社会保障改革協議会における医療制度改革大綱におきましては、「国民皆保険体制やフリーアクセスの原則を堅持しつつ、」という指摘がございます。

ここで聞きたいと思うんですが、坂口大臣のおっしゃるフリーアクセスの中身は何かということでございます。日本じゅうのあらゆる医療機関に対する完全なフリーアクセスを意味しておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） フリーアクセスというふうに言いましたときには、国民の皆さん方がどの医療機関に掛かりたいというふうに思われましたときに、どの医療機関を選択

することもやはりその国民の皆さん方の選択権によっているということだろうというふうに思いますし、私はそのことは大事にしていかなければならないだろうというふうに思っております。

ただ、医療機関の在り方として、どこも同じことをやっている、同じ内容であるというのだけでもいけないと。やはり、国民の皆さん方にその選択権を与えるということになれば、医療機関の中の機能分化ということもやはり大事になってくる問題ではないかというふうに思っております。

そうしたことも含めて、毎日毎日の生活に言えば、これは掛かり付け医と申しますか、自分のことを一番よく知っていただいている医療機関というものを作っていくというようなことからスタートいたしまして、そして、病院のいわゆるそれぞれの持っている機能、その特徴を持たしていくといったようなことも大事になってくるのではないかというふうに思っております。

○辻泰弘君 そうすると、掛かり付け医的などころを一度くぐるといいますか、そういうことを念頭に置いていらっしゃるということになりませんか。

○国務大臣（坂口力君） もちろん、そうした制度と申しますか、そうした医療機関とそして患者の皆さん方の関係というのを作り上げていくということも大事だというふうに思いますが、それは、制度とかいったような形で作るのではなくて、自然にそういう形になっていくことが望ましいのかなというふうに思っておりますが、しかし病院の側は少し機能別になるように多少のリードはしていかなないとなかなかかなりにくいのではないかというふうに思っております。

そうした意味で、国公立の病院の在り方というのもいろいろ考えていかなければならないというふうに思います。

○辻泰弘君 昨年十月二十九日、新聞のインタビューにおきまして坂口大臣は、年末に向け、去年でございますので、年末に向け経済が更に冷え込めば、先延ばしせざるを得ない事態が起これないとも限らない。その場合、どの部分の実施を先送りするか、経済との見合いで考えなければならぬと、こういう答弁をされております。質問は、この不況下で負担増は厳しいのではと、こういう質問に対してでございました。

そこで、今回の審議等での御発言等をお伺いしておりますと、先延ばしというようなことを考えておられるというふうには受け止められないのでございますけれども、そういたしますと、この時点でそれなりに懸念された、経済が更に冷え込めば先延ばしせざるを得ない事態、このような事態には今や至っていないという理解でおられると考えていいでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 万々歳というほど経済が良くなっていないことは事実でございますけれども、しかし、徐々にではございますけれども改善されつつあるというふうに思っております。

医療費の問題は、これは税で出させていただきますか、保険料で出させていただきますか、自己負担をお願いをするか、この三つに一つしかないわけでありまして、それをどうお願いをするかという話になるわけでございます。余りにも保険料だけに依存をし過ぎますとお若い皆さん方に多くの負担を掛け過ぎることにもなってしまう、それはどうかという御意見もあります。その折り合いをどうするかという問題だろうというふうに思っております。今回決めさせていただきましたのは、三割負担で個人にもお願いをする、しかし、この自己負担の上限額があって、そして、軽い病気になった皆さん方には三割を

お願いをするけれども重い病気になった皆さん方にはその自己負担上限額によって、そして病気をしない人あるいはまた軽い病気の人たちに御負担をある程度それは持っていただくという、この折り合いのところで今回の制度というものが、まず皆さん方をお願いをすべきだということでまとめさせていただいたところでございます。

経済との問題は非常にデリケートな問題がございますけれども、その中で、医療が医療としてやっていかなければならない問題もあるということも御理解をいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 最後に一点聞かせてください。

大臣も先ほどおっしゃいました、八月か九月に提示するとおっしゃっておりますが、その対象は何か、それだけお聞かせください。

○国務大臣（坂口力君） これは、社会保険病院の在り方、それから年金、医療、介護、そして雇用の徴収の一元化、そしてもう一つは社会保険庁内部の組織の見直し、これらのことでございます。

それに併せて、いわゆるレセプトの整理の今後の在り方といったようなことにつきましても、整理ができましたら同じに、こういうふうな方針でいきたいということを発表させていただくようにしたいと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 本日、国民医療費等の問題についても御質問させていただくべく用意もし通告もしておりましたけれども、次回以降に送らせていただきたいと思います。

以上で終わります。